

特定復興産業集積区域又は復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2①、25の2①、旧震災特例法17の2①、25の2①）

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

特別償却の付表（震一） 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

対 象 資 産 の 区 分	1	17条の2第1項 () 25条の2第1項 () 旧17条の2第1項 () 旧25条の2第1項 ()	17条の2第1項 () 25条の2第1項 () 旧17条の2第1項 () 旧25条の2第1項 ()	17条の2第1項 () 25条の2第1項 () 旧17条の2第1項 () 旧25条の2第1項 ()
事 業 の 種 類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 対 象 資 産 の 種 類 等	3	()	()	()
対 象 資 産 の 名 称	4			
同 上 の 所 在 地	5			
取 得 等 年 月 日	6	・ ・	・ ・	・ ・
事業の用に供した年月日	7	・ ・	・ ・	・ ・
購 入 先	8			
取 得 価 額	9	円	円	円
普 通 償 却 限 度 額	10			
特 別 償 却 率	11	$\frac{17、25、34又は50}{100}$	$\frac{17、25、34又は50}{100}$	$\frac{17、25、34又は50}{100}$
特 別 償 却 限 度 額 ((9) - (10)) 又は ((9) × (11))	12	円	円	円
償 却 ・ 準 備 金 方 式 の 区 分	13	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金
適 用 要 件 等				
認 定 地 方 公 共 団 体 等 に よ る 指 定 年 月 日	14	・ ・	・ ・	・ ・
認 定 地 方 公 共 団 体 等 の 名 称	15			
特 定 復 興 産 業 集 積 区 域 等 の 名 称	16			
復 興 推 進 事 業 の 実 施 に 係 る 認 定 年 月 日	17	・ ・	・ ・	・ ・

特別償却の付表（震一）の記載の仕方

1 この特別償却の付表（震一）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》若しくは令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》若しくは令和3年旧震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産（震災特例法第17条の2第1項若しくは第25条の2第1項に規定する特定機械装置等（以下「特定機械装置等」といいます。））、令和3年改正法附則第95条第2項《復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却に関する経過措置》若しくは第107条第2項《連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却に関する経過措置》に規定する旧特定機械装置等（以下「旧特定機械装置等」といいます。）又は令和3年旧震災特例法第17条の2第1項の表の第1号の第4欄若しくは第25条の2第1項の表の第1号の第4欄に掲げる減価償却資産をいいます。以下同じです。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので注意してください。

2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。

3 「対象資産の区分1」は、対象資産が震災特例法第17条の2第1項若しくは第25条の2第1項又は令和3年旧震災特例法第17条の2第1項若しくは第25条の2第1項

のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、対象資産が次に掲げる資産に該当する場合には、（ ）内はその資産の区分に応じそれぞれ次のように記載します。

(1) 旧特定機械装置等…令和3年改正法附則第95条第2項第1号又は第107条第2項第1号の細分を、例えば「イ」、「ロ」のように記載します。

(2) 令和3年旧震災特例法第17条の2第1項の表の第1号の第4欄又は第25条の2第1項の表の第1号の第4欄に掲げる減価償却資産…令和3年旧震災特例法第17条の2第4項第1号又は第25条の2第4項第1号の細分（イからへまで）を、例えば「イ」、「ロ」のように記載します。

4 「事業の種類2」には、産業集積事業（東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第2条第3項第2号イ《定義》に掲げる事業をいいます。以下同じです。）若しくは建築物整備事業（同号ロに掲げる事業をいいます。以下同じです。）又は旧産業集積事業（復興庁設置法等改正法による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下「旧復興特区法」といいます。）第2条第3項第2号イ《定義》（復興庁設置法等改正法による改正前の福島復興再生特別措置法（以下「旧福島復興特措法」といいます。）第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じです。）若しくは旧建築物整備事業（同号ロ（旧福島復興特措法第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じです。）のいずれかを記載します。

5 「対象資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載します。

なお、「事業の種類2」に記載した事業が建築物整備事業又は旧建築物整備事業である場合には、この制度の対象資産は建物及びその附属設備に限られます。

6 「対象資産の名称4」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。

7 「同上の所在地5」には、特定復興産業集積区域等（復興特区法第37条第1項に規定する特定復興産業集積区域、令和3年改正法附則第95条第2項若しくは第107条第2項に規定する旧復興産業集積区域（以下「旧復興産業集

積区域」といいます。)又は旧復興特区法第4条第2項第4号イ《復興推進計画の認定》に規定する復興産業集積区域をいいます。以下同じです。)内にある対象資産の所在地を記載します。

8 「取得価額9」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額(積立限度超過額を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載します。

9 「普通償却限度額10」は、対象資産が旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95条第2項第1号イ若しくは第107条第2項第1号イに掲げる機械及び装置又は令和3年旧震災特例法第17条の2第4項第1号イ若しくは第25条の2第4項第1号イに掲げる機械及び装置である場合に、旧産業集積事業の用に供した日を含む事業年度又は連結事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率11」は使用しません。

10 「特別償却率11」の分子は、次の対象資産の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 機械及び装置

イ 特定機械装置等のうち機械及び装置、旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95条第2項第1号ロ若しくは第107条第2項第1号ロに掲げる機械及び装置又は令和3年旧震災特例法第17条の2第4項第1号ロ若しくは第25条の2第4項第1号ロに掲げる機械及び装置に該当する場合…「50」

ロ 旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95条第2項第1号ハ若しくは第107条第2項第1号ハに掲げる機械及び装置又は令和3年旧震災特例法第17条の2第4項第1号ハ若しくは第25条の2第4項第1号ハに掲げる機械及び装置に該当する場合…「34」

(2) 建物及びその附属設備並びに構築物

イ 特定機械装置等のうち建物及びその附属設備並びに構築物、旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95条第2項第1号ニ及びホ若しくは第107条第2項第1号ニ及びホに掲げる建物及びその附属設備並びに構築物又は令和3年旧震災特例法第17条の2第4項第1号ニ及びホ若しくは第25条の2第4項第1号ニ及びホに掲げる建物及びその附属設備並びに構築物に該当する場合…「25」

ロ 旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95

条第2項第1号へ若しくは第107条第2項第1号へに掲げる建物及びその附属設備並びに構築物又は令和3年旧震災特例法第17条の2第4項第1号へ若しくは第25条の2第4項第1号へに掲げる建物及びその附属設備並びに構築物に該当する場合…「17」

11 「特別償却限度額12」は、次の区分に応じそれぞれ次の算式により計算した金額を記載します。

(1) 9の場合…(9)－(10)

(2) (1)以外の場合…(9)×(11)

12 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

13 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「認定地方公共団体等による指定年月日14」には、復興特区法第37条第1項の規定により認定地方公共団体(復興特区法第4条第1項《復興推進計画の認定》に規定する復興推進計画につき同条第9項の認定(変更の認定を含みます。))を受けた地方公共団体をいいます。以下同じです。)の指定を受けた年月日又は旧復興特区法第37条第1項の規定により旧認定地方公共団体(旧復興特区法第4条第1項に規定する復興推進計画につき同条第9項(旧福島復興特措法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。))の認定(変更の認定を含みます。))を受けた地方公共団体をいいます。以下同じです。)の指定を受けた年月日を記載します。

(2) 「認定地方公共団体等の名称15」には、認定地方公共団体又は旧認定地方公共団体の名称を記載します。

(3) 「特定復興産業集積区域等の名称16」には、例えば「○○復興産業集積区域」のように特定復興産業集積区域等の名称を記載します。

(4) 「復興推進事業の実施に係る認定年月日17」には、東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項《報告書の提出時期及び手続》の実施状況報告書の復興推進事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関し認定地方公共団体又は旧認定地方公共団体から交付された認定書の年月日を記載します。

なお、令和3年4月1日前に旧認定地方公共団体の指定を受けた法人又は連結法人が、同日から令和6年3月31日までの間に、旧復興産業集積区域内において旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供した旧特定機械装置等につきこの制度の適用を受ける場合には、令和3年3月31日を含む事業年度又は連結事業年

度に係る旧認定地方公共団体から交付された認定書に、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により同日までにこれらの事業の用に供

することができなかったと認められる資産として記載されている必要があります。